

銚子市心身障害者医療費給付条例（昭和48年銚子市条例第10号）に基づく心身障害者医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	銚子市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	109-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	銚子市心身障害者医療費給付条例（昭和48年銚子市条例第10号）に基づく心身障害者医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		銚子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第6の項 銚子市心身障害者医療費給付条例（昭和48年銚子市条例第10号）に基づく心身障害者医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第1条	銚子市心身障害者医療費給付条例（昭和48年銚子市条例第10号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって（障害者及び障害児）の（福祉の増進）を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、（心身障害者）に対し心身障害者医療費給付金（以下「医療費給付金」という。）を支給して（心身障害者）の（保健の向上）に寄与することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		銚子市心身障害者医療費給付条例（昭和48年銚子市条例第10号） 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則（昭和48年銚子市規則第5号）
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号	銚子市心身障害者医療費給付条例第3条第2項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	銚子市心身障害者医療費給付条例第3条第2項の規定による支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号1	銚子市心身障害者医療費給付条例第2条第3号ア 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第3条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号12	銚子市心身障害者医療費給付条例第2条第3号イ 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第3条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号13	銚子市心身障害者医療費給付条例第2条第3号ウ 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第3条第1項第2号

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号4	銚子市心身障害者医療費給付条例第2条第3号エ 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第3条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号5	銚子市心身障害者医療費給付条例第2条第3号オ 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第3条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号6	銚子市心身障害者医療費給付条例第2条第3号カ 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第3条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号ロ	銚子市心身障害者医療費給付条例第2条第3号キ 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第3条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号	銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号イ1	銚子市心身障害者医療費給付条例第2条第3号ア 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号イ2	銚子市心身障害者医療費給付条例第2条第3号イ 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号イ3	銚子市心身障害者医療費給付条例第2条第3号ウ 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号イ4	銚子市心身障害者医療費給付条例第2条第3号エ 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号イ5	銚子市心身障害者医療費給付条例第2条第3号オ 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号イ6	銚子市心身障害者医療費給付条例第2条第3号カ 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条第1項第2号
-------	------------------------	---

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号ロ	銚子市心身障害者医療費給付条例第2条第3号キ 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年12月28日
独自利用事務の対象者	心身障害者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年12月21日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	